

平成30年度第3回権利擁護専門部会

1. 日時 平成31年2月4日（月） 午後1時30分から

2. 会場 千葉県教育会館 本館6階 604会議室

3. 出席者

(1) 委員（18名中13名出席）

蒲田委員（部会長） 白井委員（副部会長） 五十嵐委員 稲阪委員 植野委員
管野委員 酒井委員 坂本委員 渋谷委員 濱本委員 藤尾委員 山岸委員
吉井委員

(2) 千葉労働局

雇用環境・均等室 企画調整係長 木村恵子

(3) 県

萩原障害者福祉推進課長 岡田障害福祉事業課長 小菅共生社会推進室長 他

4. 議題

1. 開 会

2. 議 題

(1) 障害者虐待通報等の状況について

(2) 使用者による障害者虐待の状況等について

(3) 平成30年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況に
ついて

(4) 平成31年度重点事業について

(5) 成年後見制度利用促進マニュアルについて

(6) 千葉県総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）
専門部会委員の任期について

(7) その他

3. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

議題（1）障害者虐待通報等の状況について

委員の発言に非公表資料の内容が含まれるため非公開。

議題（2）使用者による障害者虐待の状況等について

【植野委員】

2年前だと思うが、千葉県内にある手話協力員のいる職安に調査に伺った。そこで気になったことがある。資料には労働局等ハローワークも含めて、相談できると書いてあるが、分かりにくい。実際にはハローワークを通して就職した場合、虐待などの相談をハローワークが受け付けますとなっているが、パンフレットに書いてあるのは少し分かりにくい書き方である。また、大企業でもそれを知らない。ハローワークに相談ができるのかどうかについて、大企業から私の方にも相談がある。労働局への相談件数は多いというデータになっているが、少し分かりにくい部分があるということで意見を言わせていただいた。

もう1点、心理的虐待について。実際聞こえない人のトラブルの中で、意思疎通が上手くいかなかったことから心理的な虐待を受けたという場合、これを証明するのが難しい。相手の方はそんなつもりではなかった、何か誤解しているのではないかという回答だと思う。相談件数の中で意思疎通に関係する虐待というのは、項目を分けたほうがいいのではないかと考えている。聴覚障害者の手話筆記だけでなく、視覚障害者のこともある。その意思疎通が上手くいっていないところからの心理的虐待を受けている方も多いと思う。今後考えていただければ。

【千葉労働局】

1件目のハローワークが相談先として周知が分かりにくいのではないかと御意見について、パンフレットは千葉県単位でやっていることではないので、そのような御意見を頂戴したということで、機会があれば厚生労働省のほうに要望等として上げさせていただきたいと思う。2点目の心理的虐待について、意思疎通が上手くいかなかったところからの虐待もあるのではないかと御意見について、心理的虐待のなかに別枠で設けたほうがいいのではないかと御意見について、虐待の種別については千葉労働局単独で判断できるようなものではないため、局内のほうで厚生労働省に上げるかどうかも含めて検討させていただ

きたいと思う。

【植野委員】

なぜこのようなことをお願いしたのかどうか理由があるため、説明させていただきたい。障害者権利条約に情報アクセスビリティというものがある。情報アクセスビリティというのは、まさにこの部分が入っているわけであるため、ぜひとも検討をお願いしたい。

議題（３）平成３０年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について
委員の発言に非公表資料の内容が含まれるため非公開。

議題（４）平成３１年度重点事業

【植野委員】

２つある。１つ目は障害者の権利擁護の取組の推進のところだが、情報コミュニケーションのバリアフリーと書かれている。今年度、千葉県社会福祉協議会のひまわり助成金から助成金を頂いて、ガイドブックを作成している。目的は、２年前から電話リレーサービス事業を始めているが、残念なことに福祉的なサービスの範囲に留まっている状況である。

１１０番、１１９番など消防や警察などへの連絡は認められていない。土曜日曜、閉庁時などに連絡するときはどうしたらよいのか等を盛り込んだガイドブックを作成中。３月の終わりに印刷が完了し、皆様のところへ発送する予定となっている。普及啓発ということになるため、ぜひともご協力をお願いしたいと思う。２つ目は、千葉県手話言語等普及の推進に関する条例との記載について。手話通訳等の派遣事業は市町村が主体となっている。そのため、地域ごとによりバリアがある。例えば、市川市に住んでいるろう者が勝浦市に行き、そこで何らかの理由で倒れたとする。そのような緊急時に通訳派遣をする場合には、市川市では難しい。例えば亀田病院が近いですから、インフォームドコンセプトで市が説明したり通訳が必要だとなった際に市川市からでは距離の関係から中々難しいところがある。そのため、通訳のネットワークが必要です。千葉市の場合は昨年度から土曜日曜や閉庁時、コールセンターを通して、我々のセンターに連絡いただいて、対応している。ただ、これは千葉市の範囲のみに留まっており、千葉県全体のネットワークは未だ出来ていない。検討をお願いしたいと思う。

議題（５）成年後見制度利用促進マニュアルについて

【酒井委員】

千葉県社協が開催している成年後見制度利用促進マニュアル作成委員会には、この権利擁護専門部会には、私と渋沢委員が参加している。成年後見制度利用促進法についても、毎回この部会で取り上げていただいている、現場で関わっている方については、利用促進というところに反対されている方も多く、御意見を頂戴しているところで、重々承知しているところである。再度念押しさせていただくが、法律の名前が成年後見制度の利用促進に関する法律ということになっているが、あくまで目指しているのは権利擁護であって、その中の1つに成年後見があるということである。むやみに成年後見だけを推進すればいいということは全く考えていないということは念押しさせていただきたい。今日も虐待通報の話が出て、通報者を増やすということが単純にいいことなのかという話もあったが、ようは声を上げられない人を見つけて、支援につなげていくということ目的になっていると思う。そのような声を上げられない人を支援していく上での一つの選択肢として、成年後見ということが上がってくるのであれば、そこに手を差し伸べていく。それがこの制度の目的とご理解いただければと思う。

過去の会議においても成年後見制度についてご不満いただいていたことあったと思う。もちろん成年後見制度そのものが無くなればいなんて誰も思っていない。運用についておかしい点、1点目はそもそも制度が必要かはっきりしない人にも制度を利用してしまっているところだと思う。2つ目としては、ご本人の障害特性や状況に合った後見人がマッチングされていない可能性がある点。よく分からない後見人が選ばれてしまうことが多いということ。3点目は、一旦後見人が付くと、現状では交代というのが難しいということ。いい関係性を築けていない後見人がずっと続けてしまうということに対するご家族の不満がある、ここに問題点が集約されているのかなと思っている。このマニュアル、皆さんお忙しい中全部目を通された方なかなかいらっしゃらないと思うが、今のポイントで言うと、まず14ページを見ていただきたい。相談受付アセスメントイメージというところで、右に現状、左に目指すべき姿と書いてある。現状の中断以降右側のところに成年後見制度が必要なのか精査されないまま行われる申立て支援とある。結果的にメリットが実感できない制度に対する不満というところが出てきてしまう。ここを解決していくために、中核機関が権利擁護の方策として成年後見制度が必要なのかどうか、もちろん成年後見制度以外の対応が適切だという場合にはそれに向かって支援していく、成年後見制度が必要であれ

ばそれに繋げていく、そのルートをそこで判断していくというのが大きな目的となっている。次に17ページを見ていただきたい。候補者の選定のところになる。今現在は申立ての段階で、ご本人の状況をあまり精査されないまま、医師の書いた診断書というペーパーを基にして、裁判所が後見人について判断していく。裁判所も情報を持っていない。診断書を書く医師も診断書しか情報を持っていないまま、財産管理ができるかできないかという1点のみで後見人が選ばれている。そこにマッチングの不適切さが出てきているということになっている。そここのところ解決するために中核機関でしっかりと受任調整会議を開いて、支援が必要な人の状況をしっかりと把握したうえで、適切な後見人を候補者として挙げていく。マッチングのミスマッチを無くしていくというのが一つの目的になっている。このマッチングの問題では、後ろの36ページ、37ページに診断書の新しい書式、38ページ以降に個人情報シートというものが資料として提示されている。この4月からは必ずではないが、特にご本人に関わる福祉関係者の方が、主治医が後見申立てに係る診断書を書く前提として、ご本人の障害特性、生活状況、困難が生じている問題等を資料としてまとめて主治医に出し、主治医はそれを基にして総合的に判断した上で診断書を作成することになる。受任調整会議にもこの個人情報シートは資料として提供され、そこで調整し、裁判所も個人情報シートを基に適切な後見人を判断していくと、適切な流れにつながるように考えられたアイデアになっている。ただ、実際にどのような形で運用されていくのか、個人情報等の関係からどの程度まで書くことができるのか等、これを書くことに対する報酬に関しても決められていない状況の為、これからの課題も多い。個人情報シートは裁判所のホームページで公開されるのが4月以降となる。取り扱いには十分に注意していただきたいというのが、裁判所からのお願いになってくると思う。

次にマニュアルの20ページを見ていただきたい。ここが、選任後の話であるが、左側現状中段のところに3つほど項目があって、ここがおそらく皆さんの一番の不満点なんだろうと思う。本人の判断能力が回復しない限り後見は継続する。これは新しい制度でも変わらないが、2番目、本人と後見人の間で信頼関係が形成されていないという情報が家庭裁判所に伝わらない。後見人に不正等、適さない行為がない限り、後見人は解任されないという問題。つまりは支援者と被支援者の関係または家族との関係がうまく改善していかないものに関して、後見だけが残ってしまっていて、後見だけが進んでいくと。そのようなことに今までは不満があったとしても訴えられなかったが、今後はそれを受け皿として中核機関がまず受け止めて、家裁との連携を取ったうえでその情報を提供していくということが期待

されている。家裁も今まではこの手の話はある程度門前払いであった部分はあると思うが、今後はしっかりと受け止めていって、不正がなかった、後見人さんがしっかりとやっていたとしても、関係がうまくいっていない場合には交代を勧めるということもある。ただ、積極的にどこまで運用されるかは今後考えていくということになっている。皆様の不満な点がこれですぐさま解決されるというわけではないが、少なくとも運用の方向性はそのようなことを目指していくということである。様々な問題点があった際には、中核機関が受け皿になるということを確認していただきたい。地域の中核機関設置を進める協議会等に参加していただいて、そこを通じて声を上げていただく。運用を改善するという仕組みはできてきていると思う。そこにコミットしていただいて、より良い制度にしていくようお願いを貸していただければというのが、本マニュアルの目的である。

【植野委員】

32～35ページにかけて。意思決定支援や意思形成支援と書いてある。しかし、意思疎通支援というのが書いていない。意思疎通支援との因果関係をしっかりと整備された方がよいと思う。37ページに意思疎通支援ができるかできないかという質問項目がある関係上、この項目があるのに意思決定となっているのは少し整合性が無いように思えるため、対応をよろしくお願いしたい。

議題（6）千葉県総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）

専門部会委員の任期について

意見なし。